

別表8 水質基準項目及び検査頻度

	番号	定期検査項目		省略可否	基準値 (mg/l)	実施検査頻度		設定理由等		
						浄水	原水			
水質基準項目	1	病原微生物	一般細菌	×	100個/mL以下	1回/月	1回/年	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。		
	2		大腸菌	×	不検出					
	3	無機物質 金属類	カドミウム及びその化合物	○	0.003以下	1回/年 1回/3月		水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。		
	4		水銀及びその化合物	○	0.0005以下					
	5		セレン及びその化合物	○	0.01以下					
	6		鉛及びその化合物	○	0.01以下					
	7		ヒ素及びその化合物	○	0.01以下					
	8		六価クロム及びその化合物	○	0.02以下					
	9		亜硝酸態窒素	×	0.04以下					
	10	消毒・副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	0.01以下	1回/3月		水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。		
	11	無機物質 金属類	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	10以下					
	12		フッ素及びその化合物	○	0.8以下	1回/年 1回/3月			水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。	
	13		ホウ素及びその化合物	○	1.0以下					
	14	一般有機 化学物質	四塩化炭素	○	0.002以下					
	15		1,4-ジオキサン	○	0.05以下					
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04以下					
	17		ジクロロメタン	○	0.02以下					
	18		テトラクロロエチレン	○	0.01以下					
	19		トリクロロエチレン	○	0.01以下					
	20		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA)	○	0.00005 mg/l以下					
	21		ベンゼン	○	0.01以下					
	22	消毒剤・ 消毒副生成物	塩素酸	×	0.6以下	1回/3月	—	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 原水については、消毒副生成成分の為省略します。		
	23		クロロ酢酸	×	0.02以下					
	24		クロロホルム	×	0.06以下					
	25		ジクロロ酢酸	×	0.03以下					
	26		ジブromクロロメタン	×	0.1以下					
	27		臭素酸	×	0.01以下					
	28		総トリハロメタン	×	0.1以下					
	29		トリクロロ酢酸	×	0.03以下					
	30		ブromジクロロメタン	×	0.03以下					
	31		ブromホルム	×	0.09以下					
	32		ホルムアルデヒド	×	0.08以下					
	33	色	亜鉛及びその化合物	○	1.0以下	1回/年 1回/3月	1回/年	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。		
	34		アルミニウム及びその化合物	○	0.2以下					
	35		鉄及びその化合物	○	0.3以下					
	36		銅及びその化合物	○	1.0以下					
	37	味	ナトリウム及びその化合物	○	200以下	1回/月		水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。		
	38	色	マンガン及びその化合物	○	0.05以下			水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。		
	39	味覚	塩化物イオン	×	200以下	1回/月		1回/年	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。	
	40		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	300以下	1回/年 1回/3月			水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。	
	41		蒸発残留物	○	500以下	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。				
	42	発泡	陰イオン界面活性剤	○	0.2以下	3回/年			カビ臭原因となる藻類の発生するおそれのある時期に1回検査します。	
	43	におい	ジェオスミン	○	0.00001以下				水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。 過去3年間の測定結果が基準値の1/5を越えたことがない項目に関し、安全性を確認する為1年に1回検査します。	
	44		2-メチルイソボルネオール	○	0.00001以下					
	45	発泡	非イオン界面活性剤	○	0.02以下	1回/年 1回/3月			1回/年	水道法で定められた基本頻度に基づき検査します。
	46	におい	フェノール類	○	0.005以下					
	47	味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量	×	3以下	1回/月	—			
	48	基礎的 性状	pH	×	5.8～8.6					
	49		味	×	異常でない					
	50		臭気	×	異常でない					
	51		色度	×	5度以下					
	52		濁度	×	2度以下					